



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040
 URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



勢いが止まらない新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月7日、大阪府と兵庫県を含む7都府県を対象に、政府から緊急事態宣言が発令されました。海外でみられるような「都市封鎖」を行うものではなく、公共交通機関など必要な経済社会サービスは可能な限り維持しながら、「密閉」、「密集」、「密接」の3つの密を防ぐことなどで、感染拡大を防止していく対応に変わりはないとされています。人と人の接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、2週間後には感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができる。効果を見極める期間も含め、大型連休が終わる5月6日までの1か月間に限定しての自粛のお願いとされています。経済産業省では、補正予算成立を前提に、影響を受ける企業や個人事業主向けに様々な支援対策を発表しています。日本政策金融公庫や民間の金融機関などが相談窓口となっており、保証料や金利がゼロとなる資金繰り支援策が出ています。また、持続化給付金として新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが前年同月比で50%以上減少している個人事業主に100万円以内、一定規模以下の法人には200万円以内を支給するとされ、詳細な条件等が間もなく公表される予定です。すでに公表されていた各種の補助金なども補助率アップなどの拡充なども行われます（詳細は、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」を参照してください）。

新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の特例措置拡大について

◆対象労働者・対象業種を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請や営業自粛が広がり、雇用調整助成金の活用を検討する事業者が増えています。

※雇用調整助成金…受注量が減ったり、行政の要請で事業所を閉鎖したり、あるいは労働者が発症したため自主的に事業所を閉鎖するなどして、**事業活動の縮小を余儀なくされた会社が、一時的な休業などを実施し**、従業員の雇用を維持した場合に支給される助成金です。

厚生労働省では、**4月1日から6月30日までの間の休業等**について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

◆助成金の条件緩和措置

その他には、前年同期比で会社の生産指標が5%減少していれば助成金の対象となる、対前年比で雇用量が増加していても助成対象とするなど、基本的な助成金の要件も大きく緩和されています。

また、休業の延べ日数が所定労働日数に対して一定以上であることが助成の前提ですが、この休業規模の要件についても通常の半分の規模で条件を満たすように緩和されています。

従来、短時間休業（1日の勤務時間を減らす休業）については全社一斉に行うものについてのみ対象としていましたが、これについても**社内で一定のまとまりごとによる短時間休業を認める**など助成金を活用しやすくするための措置が取られています。

◆解雇なしで9/10、解雇ありは4/5の助成

助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10（従前は2/3）、大企業でも3/4（従前は1/2）となっています（解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4）。

◆自動計算機能付き様式、記載事項・添付書類の省略等により手続きを簡素化

休業等実施計画届等の事後提出が認められているだけでなく、支給申請書に自動計算機能が組み込まれ、記載事項が大幅に削減されています。

また、**添付書類**の労働保険料に関する書類が不要となったり、休業・教育訓練の実績に関する書類として手書きのシフト表や給与明細の写しでもOKとされたりするなど、**手続きが簡素化されています**。

◆教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常1,200円の加算額が中小企業は2,400円、大企業で1,800円へと引き上げられています。

この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの（接遇・マナー、パワハラ・セクハラ、メンタルヘルス）も対象とされま



す。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。

◆小学校休業等対応助成金も6月30日まで延長

なお、**小学校等の休校により子どもの世話をを行う労働者に年次有給休暇以外の有給休暇（賃金全額支給）を取得**させた事業主に、賃金相当額の全額を支給する助成金も、**6月30日まで延長**されています。

今回の感染症が経済に与える影響は深刻かつ長期化する可能性が高いと思われませんが、休業等による雇用の維持を図らず、労使関係が悪化して、終息した時に従業員が残っていないなどとなれば、事業を再開し業績を回復させることもできません。

助成金を活用した雇用の維持をぜひご検討ください。

※上記助成金に関する内容は、非常に頻繁に変更されており、最新のものでない可能性があります。最新の情報、詳細についてはお手数ですが庄司事務所、もしくは各助成金担当窓口等にお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職場における対応

◆職場内での感染防止行動の徹底

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、厚生労働省から労使団体に向けた要請が出されました（「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」令和2年3月31日）。以下に、その内容を紹介します。また、これには「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が参考資料として添付されていますので、活用してみるのもよいかもしれません。

感染拡大防止には、換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話の3つの条件が同時に重なる場を避けることが重要であり、**職場においては次の対策が求められます。**

- ・換気の徹底等……職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。
- ・接触感染の防止……電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等については複数人での共用をできる限り回避すること。物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
- ・飛沫感染の防止……テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回

避すること。社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて**利用者の集中を避ける等の措置**を講じること。疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。

- ・通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底……出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。時差通勤のほか、可能な場合には自転車通勤、徒歩通勤など公共機関を利用しない方法の積極的な活用を図ること。
- ・職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。

◆風邪症状を呈する社員への対応

発熱、咳などの風邪症状がみられる社員（風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合など）については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理をすることとし、具体的には、**出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨するなど、「出勤しない・させない」の徹底**を全員に求めること。

特に、高齢者や、基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方についての配慮が求められます。

◆新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応

社員が陽性者等であると判明した場合、速やかに会社へ電話・メール等により報告すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）、社員が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと、必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関することなどについての対応ルール等を決め、社員に周知します。

<事務所からのご案内>

■新型コロナウイルス対応「緊急無料相談会」

5月は、4月に引き続いて、「コロナウイルス対応相談会」を実施します。会社の基本対応、休業させる場合や、感染者が出た際の対応、利用可能な助成金の最新情報などご案内します。相談会実施回数を増やしてご対応いたします。

※ オンライン相談も対応いたします！

【日時】 5/7、5/12、5/14、5/19

5/21、5/26、5/28 各時間

【場所】 神戸事務所 7階 セミナールーム

姫路事務所 3階 会議室